

重要事項説明書

令和6年6月1日改定版

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会
所在地	東広島市八本松町原5946-7
電話番号	082-420-9200
代表者氏名	理事長 河内 昌彦
法人の設立年月日	昭和47年8月15日

2. 利用事業所

指定日及び番号	平成27年7月1日 東広島市指定3472502776号
事業所の名称	通所介護事業所新ときわ
所在地と連絡先	東広島市八本松町原5693番地3 TEL082-420-9208 FAX082-429-0377
管理者	管理者 木村 将希
目的と運営方針	人間尊重の精神に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、次の四つの「法人理念」 ① より潤い豊かな心と生活を ② よい笑顔、よい言葉、よい心 ③ 自立、共生そして創造 ④ 地域に愛され、信頼され、共に歩む施設 のもと、利用者の心身の状況に適切に対応した日常生活上の支援を行い、利用者が健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう努めます。
開設年月日	平成27年7月1日
営業日・営業時間 サービス提供時間	月曜日から金曜日の8:30~17:30 (サービス提供時間は9:50~16:00) 但し8月13日~15日、12月29日~1月3日を除く。
定員	10人(第1号通所介護事業を含む)

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設設備の概要

施設設備の種類	室数	面積	備考
デイサービス室	1	246.5㎡	
機能訓練コーナー	1	49.335㎡	デイサービス室の一部 法人内施設と共用
静養室	1	15.2㎡	
浴室	2	8.55㎡	天井走行リフトほか
脱衣所	2	8.1㎡	
機械浴室	1	54.45㎡	法人内施設と共用 特殊浴槽ほか
機械浴室脱所	1	2.4㎡	法人内施設と共用
相談室	1	1.8㎡	法人内施設と共用
スタッフコーナー	1	28.431㎡	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は、本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損などが生じた場合は、弁償していただく場合もあります。
喫煙	居室内はもとより、安全対策のため全館禁煙としています。 ご協力をお願いします。
飲酒	通所介護利用中の飲酒は、ご遠慮ください。
貴重品の管理	貴重品については、利用者の責任で管理してください。
宗教活動、政治活動 並びに営業活動	利用者の思想、信条は自由ですが、他の利用者への宗教活動、 政治活動はご遠慮ください。また営業活動についても同様に ご遠慮ください。
動物の持ち込み	施設内へのペットの持ち込みについては、ご遠慮ください。

4. 従業者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

<主な職種の配置状況>

職 種	員数	勤務区分		備考
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		理学療法士
生活相談員	2	2		介護福祉士
介護職員	3	3		介護福祉士
機能訓練指導員	2	2		理学療法士 はり師・きゅう師

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
管理者	8 : 30 ~ 17 : 30
生活相談員	
介護職員	
機能訓練指導員	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して次のサービスを提供します。

- | |
|---|
| ①介護給付費から給付されるサービス
②利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス [①以外のサービス] |
|---|

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次に表示するサービスについては、食費及び一部活動費を除き、サービス利用料金全体のうち9割もしくは8割又は7割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割もしくは2割又は3割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担、又は利用者負担額といいます）。

なお、介護給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（※償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、支払額のうち9割もしくは8割又は7割が市町から返還されるものです。

〈サービスの概要〉

- ・すべてのサービス提供は、「通所介護計画」に基づいて行われます。
- ・この「通所介護計画」は、居宅介護支援事業所の作成する「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」に沿って、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として作成されるもので、その内容等を利用者又は利用者の家族等に説明し、利用者の同意をいただいた上で実施いたします。
- ・なお、この「通所介護計画」は利用者に交付いたします。

サービスの種類	サービスの内容
入浴	入浴は、一人ひとりの状況に合わせて、一般浴槽又は機械浴槽を利用し、適切に支援いたします。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行います。
食事	当事業所では、調理業務を委託しています。このため、調理業務委託先の管理栄養士が献立表を立て、当事業所の管理栄養士がそれを点検・確認し、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、バラエティに富んだ食事を提供します。昼食時間 12:00～13:00
健康管理	来所時には職員が血圧・対応等の健康チェックを行います。 緊急時には、速やかにご家族等、主治医又は予め定めておいた協力医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。
相談支援・自立支援	常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。利用者や家族等に対し、適切な相談対応、助言、支援等を行い、常に連携を図ります。
リハビリテーション	フロアはとても広くバリアフリーなので歩行訓練がしっかりとできます。また、利用者の希望に応じ機能訓練指導員（理学療法士）による個別のリハビリやマシントレーニング、ホットパック他を支援いたします。 ・移動式平行棒 ・上肢交互運動器 ・下肢運動器 ・ホットパック ・低周波治療器 ・特殊歩行訓練機 ・関節可動域訓練 等
日常生活支援	身体能力、生活の質及び日常生活能力の維持・向上を目指した支援を行います。
お楽しみ活動	利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加できます。なお、活動によっては材料費等の実費をご負担いただくこともあります。 ・書道 ・華道 ・手芸 ・文芸 ・俳句 ・陶芸 ・コーラス ・音楽療法 ・カラオケ ・麻雀 ・将棋 ・オセロ 等
各種行事	演芸会等各種行事を通じ、お楽しみを提供するとともに交流を深めるための支援を行います。
送迎	利用者のご自宅と事業所間の送迎を、適切な車両により安全に行います。

	<p>利用当日の午前8時30分現在で、東広島市に大雨警報や暴風雨警報等送迎車両の運転に危険をもたらす恐れのある気象警報が発令されている場合、及び大雪の場合は、当日の送迎を中止する場合があります。</p> <p>通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方が当事業所を利用される場合は、利用者のご自宅から通常の事業実施地域の境界までの間の送迎費用(20円/km)を別途ご負担いただきます。(通常の事業実施地域：東広島市の西条町、八本松町、志和町、高屋町)</p>
--	---

サービス利用料金 (1日あたり)

(令和6年6月1日 介護保険改定料金)

(1) 地域密着通所介護事業

次の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額(全体額の9割もしくは8割又は7割を除いた金額(全体額の1割、もしくは2割又は3割=利用者負担))と食費等の合計金額を、利用者にお支払いただきます。利用料金(通所介護費)は、利用者の要介護度に応じ、利用時間(所要時間)、並びに事業所規模により異なります。当事業所は、小規模通所介護事業所です。

要介護度	通所介護費 (1日あたり)				(単位)
	所要時間	所要時間	所要時間	所要時間	
	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	
要介護1	416	436	657	678	
要介護2	478	501	776	801	
要介護3	540	566	896	925	
要介護4	600	629	1,013	1,049	
要介護5	663	695	1,134	1,172	

*東広島市の地域区分は7級地となりますので、1単位が10.14円となります。

<加算料金 (1日あたり)>

	加算名	単位数	説明
①	地域通所介護 入浴介助加算 (I)	40単位/日	入浴サービスをご利用の場合

②	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	当事業所は介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上
③	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日	ケアプラン・個別機能訓練計画書にもとづく訓練を実施の場合(希望者のみ)。
④	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	個別機能訓練の内容の継続的な改善に取り組む施設を評価するもの。
⑤	科学的介護推進体制加算	40単位/月	科学的介護に取り組む施設を評価するもの。
⑥	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%	介護職員等の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組み。

<食事代・湯茶代>

食事代(おやつ代を含む)	食事を摂られない場合
610円	100円(湯茶代として申し受けます)

(2) 第1号通所介護事業

次の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額(全体額の9割もしくは8割又は7割)を除いた金額(全体の1割、もしくは2割又は3割=利用者負担)と食費等の合計金額を、利用者にお支払いただきます。

(1単位:10.14円)

介護度	通所介護費(1月につき)
要支援1	1,798単位
要支援2	3,621単位

<加算料金(1日あたり)>

	加算名	単位数	説明
①	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 88単位/月 要支援2 176単位/月	当事業所は介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上

②	科学的介護推進体制加算	40単位/月	科学的介護に取り組む施設を評価するもの。
③	介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の9.2%	介護職員等の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組み。

<食事代・湯茶代>

食事代（おやつ代を含む）	食事を摂られない場合
610円	100円（湯茶代として申し受けます）

[サービスの取り消し（キャンセル）について]

利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日の17：30までに、当事業所へお申し出ください。

(3) その他のサービス

介護保険の支給対象とならない次のサービスの料金については、下の表のとおり利用者の負担とする。

フラワーアレンジメント (月1回程度：希望者のみ)	陶芸 (週1回程度：希望者のみ)
お花代として1回1,000円	10cm×20cm×3cmの粘土代として適宜150円

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前述(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求します。

<お支払い方法>

お支払い方法	説明
現金	
銀行口座からの引き落とし	翌月20日 手数料不良

前述(3)の料金については、フラワーアレンジメント実施時、粘土の追加注文時に請求します。お支払い方法は、現金のみとなります。

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。)

閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9時50分～午後4時です

個人情報保護法にもとづき、個人情報には次の取り扱いをいたします。

- 事業者及び従業者は、本契約によるサービスを提供するに当たって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 利用者の生活風景・作品展示等を広報誌及び事業所内で掲示するときは、本人の同意を得て掲載いたします。

7. 事故発生時の対応及び損害賠償

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。又、事故状況及び処置について記録します。

事業者は、サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

8. 身体拘束の禁止、並びに虐待の防止対策

事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をしないものとします。

事業所は、要介護者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は、次の専用窓口で受け付けます。又、他に「苦情箱」を玄関に設置しております。

当事業所の苦情相談窓口

管理者 木村 将希 相談員 藤原 ひとみ 竹本 省子	電話 082-420-9208 FAX 082-429-0377 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
--	--

第三者委員

田原 照美委員	住所 東広島市八本松町原5686 電話 082-429-0456
呼川 法利子委員	東広島市黒瀬町1689-2 電話 0823-83-0487

第三者委員は、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進することを目的としています。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 管理者が、苦情に関する情報を一元管理します。
- ② 管理者は、対応に当たり事実関係の確認をおこない、福祉サービス事業者等、と連携し、必要に応じて会議を開催します。
- ③ 具体的な対応策を利用者に（場合によってはご家族にも）説明し、対応策を実施します。
- ④ 対応策の実施状況を確認するとともに、利用者に満足度をお聞きします。
- ⑤ 苦情を受け付けてから終結までの一連のできごとを記録に残し、整備し、これを研修に使う等して従業者への周知徹底を図り、再発防止に努めます。
- ⑥ 記録は5年間保存します。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

東広島市健康福祉部介護保険課 受付時間 平日 8:30～17:15 但し 12/29～1/3 を除く	東広島市西条栄町8-29 電話番号：082-420-0937
東広島市地域包括ケア推進課 受付時間 平日 8:30～17:15 但し 12/29～1/3 を除く	東広島市西条栄町8-29 電話番号：082-420-0934

広島県福祉サービス運営適正化委員会 受付時間 平日 8:30～17:00 但し 12/29～1/3 を除く	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉協議会内 電話番号：082-254-3419
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課（苦情処理担当） 受付時間 平日 8:30～17:15 但し 12/29～1/3 を除く	広島市中区東白島町19-49 電話番号：082-554-0783

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別に定めた「消防計画」に基づき対応します。
避難訓練及	消防計画に基づき、年2回以上、火事、地震等の災害を想定した避難訓練を入所者も参加して行います。
防災設備	（主要防火設備） スプリンクラー・防火扉・シャッター・避難階段・誘導灯・屋内外消火栓消火器・自動火災報知機・ガス漏れ警報器

通所介護サービスの提供及び利用の開始に際し、利用者様に対して本書面に基づき重要事項を説明し交付しました。

法人名	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会
事業所名	通所介護事業所新ときわ
指定番号	3472502776
管理者名	木村 将希
説明者	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供及び利用の開始に同意しました。この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

令和 年 月 日

<利用者> 住所
氏名

(署名代行者) 住所
氏名

(契約者との関係_____)

<家族等> 住所
氏名

(契約者との関係_____)